

ジブラルタ生命保険(株)と提携している 団体扱保険の推進等について

5. 7. 25(火)全間連 常任理事会

全間連が保険取扱契約を結んでいるジブラルタ生命保険株式会社(以下、「ジブラルタ」という。)では、本年度も引き続き、団体扱保険の推進に力を入れることとしている。

この団体扱保険等への加入の取組みについては、次によることとしているので、傘下間税会への指示・連絡等適切に対処することとする。

【団体扱保険の加入推進手順等】

(1) 団体扱保険への加入推進の手順

- ① 先ずジブラルタの担当者が各間税会の会長を訪問し、保険推進に協力を求めるための挨拶と、保険内容の説明などを行う。
- ② 次いで、会長から会員名簿の開示(提供)を受け、この名簿を基にして、ジブラルタの地区ごとの担当者が、個別に会員を訪問し、保険内容の説明と保険への加入勧奨を行うとともに、各種情報の提供などを行う。

(2) 間税会へ支払われる「保険普及費」等

会員がこの保険に加入すると、保険に加入した会員が所属する間税会に対しては、ジブラルタから全間連に支払われる次に掲げる保険取扱手数料から「20%を控除した金額」を全間連から「保険普及費」として支払う。

- ① 月払契約の場合は、年間払込保険料の2%
- ② 年払契約の場合は、年間払込保険料の3%—198円

(注1) ジブラルタから支払われる令和4年2月以降の保険取扱手数料から「20%を控除した金額」を間税会へ支払うことについては、令和4年1月24日開催の全間連常任理事会において了承されている。

(注2) 「20%の控除金額」は、全間連が留保し、法人税や消費税などの納税資金に充てる資金である。

したがって、会員が保険に加入すると、間税会の継続的な資金源となるので、ジブラルタの担当者に、会員名簿を開示するなどの便宜を図って頂きたい。

なお、会員名簿の取扱いについては、保険推進目的以外に利用したり、漏えいすることのないよう、ジブラルタの担当者が厳重に管理することとしている。

また、ジブラルタでは、「相続税に関するセミナー」や社会保障制度「年金」・「介護」、外貨活用講座などの各種セミナーを開催しているため、希望する単位会はジブラルタの担当者に依頼するものとする。